

平成 23 年 4 月 5 日
R D F 運営協議会総会決議

平成 23 年 4 月 5 日

R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について

R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について、平成 20 年 11 月 6 日の三重県 R D F 運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

1 平成 29 年度以降の費用負担について

平成 28 年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成 29 年度から平成 32 年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

2 事業主体について

平成 29 年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

3 平成 29 年度以降の継続期間について（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）

平成 29 年度以降の継続期間は、4 年間（平成 32 年度末）とする。

4 平成 29 年度以降の参画市町について（平成 22 年 4 月 14 日の理事会で確認済）

平成 29 年度以降、県内 5 製造団体（13 市町）での新たな枠組みにおいて、R D F 焼却・発電事業を継続する。

5 継続期間中の離脱ルールについて（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、R D F 焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、R D F 構成市町が平成 29 年度以降に R D F 焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、R D F 量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

【負担費用算出の考え方】

R D F 構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間における R D F 処理委託量を乗じた額及び R D F が処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

7 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

8 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

9 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

11 今後のRDF運営協議会の運営について

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

12 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

(1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

(2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

(3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

(4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ㈱との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

(5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。